

市町村とリユース事業者との連携によるリユースの実証事業について
(進捗状況の報告)

1. 事業の概要・狙い

平成 22 年度の調査より、市町村が収集する粗大ごみ等の 1 ~ 2 割程度が、中古品として利用が可能とのデータが得られており、使用済製品等のリユース(再使用)を促進することにより、廃棄物の処分量の削減が期待できると考えられる。

一方、市町村において使用済製品等のリユースを促進するには、市町村の人員等の体制や保管場所、ノウハウ等の不足についての対応が必要であり、この対応策の一つとして、リユース事業者の知見を活用することが指摘されている。

本年度は、市町村とリユース事業者が連携し、使用済製品等のリユースを進めるモデル事業を実施する。このモデル事業の取組の効果や課題の整理及び対応策の検討等を行うことで、今後の使用済製品等のリユースに関する施策等に活かすこととする。

モデル事業に参画する自治体は、環境省にて全自治体に対して通知の上、募集を行った。モデル事業の実行性や具体性、参加自治体の規模や地域バランス等を勘案して、6 自治体で実施する予定である。

図表 1 市町村における使用済製品等のリユース推進時の課題・問題点と
リユース事業者との連携による効果(例)

リユース推進時の課題・問題点	リユース事業者との連携による効果(例)
排出者のリユース意向確認	リユース事業者が直接、取引を行うことで不用となる
製品の品質保証が出来ない	リユース事業者が他の取扱い製品と同様に品質保証を行う
リユース品の需給バランスの調整	リユース事業者が需給バランスの調整を実施
保管スペースの不足	保管スペースは不用となる
収益構造の改善	リユースに関連する支出が減少し、販売収益が入る
ノウハウ・人員の不足	リユース事業者がノウハウ・人員を担う

(1) モデル事業の概要

本年度のモデル事業においては、大別して、「地域内事業者リスト化方式」、「市町村回収後選別方式」の2方式¹を実証することとする。詳細については市町村・リユース事業者と調整の上、個別に定めることとする。

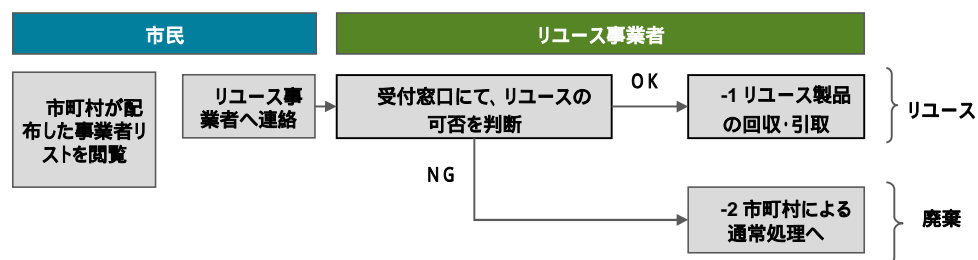
1) 地域内事業者リスト方式

市町村が、地域内のリユース事業者を選定し、店舗の概要、買取基準、利用方法等を紹介のちらし等を作成、各世帯に配布する。使用しないまま保管されている製品など、ごみとして出す前に、ごみとなってしまいう前にリユース事業者の活用を促す。

(具体的な情報・製品の流れ(イメージ))

市民が市町村から配布されたちらし等を閲覧し、リユース事業者へ直接・連絡をする。リユース事業者はリユース品として買取可能な場合は、回収・買取を行い、買取ができない場合には、市民に改めて市町村へ粗大ごみ等処理の連絡を依頼する。

リユース品としての買取方法は、店頭買取(市民が店舗に持参する)、出張買取(リユース事業者が市民宅に訪問する)、宅配買取(製品を宅配便で送る)の3つの方法が考えられる。



(リユース事業者における具体的な実施手順)

リユース事業者は、モデル事業に関するちらしやポスター、ホームページを見て、連絡のあった市民に対して、以下の手順で対応する。

<店頭買取の場合>

モデル事業に関するちらしやポスター、ホームページを見た市民の来店を受け、問い合わせのあった製品が、ちらしやホームページで事前に示した引取基準と照らし、買い取りが可能か判断する。

リユース品として販売する目的での買い取りが可能なお場合には、基準に応じた金額を支払い、対象製品を引取る。(査定費等の費用の徴収は行わない。また、買い取りが不可能な

¹ 受付窓口設置方式については、第4回研究会において「住民へのワンストップサービスを目指す中、逆行する内容ではないか」、「最終的には対象製品を見ないことにはリユースできるか判断は困難であり、受付窓口で判断することは難しいのではないかと」、「市町村の負担が大きいのではないかと」といったご意見をいただいた。いただいたご意見をもとに、モデル市町村と協議した結果、本年度実証は見送ることとした。

ものの引き取りは、他の製品の買い取りを伴う場合であっても、行わない。))

リユース品として販売する目的での買い取りができない場合には、本モデル事業では引き取れない旨を市民に説明し、必要に応じて、粗大ごみの出しかたを案内する。

< 出張買取の場合 >

モデル事業に関するちらしやポスター、ホームページを見て、市民から問い合わせのあった製品が、ちらしやホームページで事前に示した引取基準と照らし、買い取りできる可能性があるものか判断する。

買い取りできる可能性がある場合には、訪問日時を調整して連絡のあった市民宅等に出向く。

リユース品として販売する目的で買い取りが可能な場合には、基準に応じた金額を支払い、対象製品を引き取る。(出張費等の費用の徴収は行わない。また、買い取りが不可能なものの引き取りは、他の製品の買い取りを伴う場合であっても、行わない。)

リユース品として販売する目的での買い取りができない場合には、本モデル事業では引き取れない旨を市民に説明し、必要に応じて、粗大ごみの出しかたを案内する。

< 宅配買取の場合 >

モデル事業に関するちらしやポスター、ホームページを見て、市民から問い合わせのあった製品が、ちらしやホームページで事前に示した引取基準と照らし、買い取りが可能か判断する。

買い取りできる可能性がある場合には、各リユース事業者が定める宅配買取の手順に応じ、市民から商品を発送してもらい、送られてきた商品を査定する。リユース品として販売する目的での買い取りが可能な場合には、査定結果を市民に連絡し、買取に対する市民の了承を得て、基準に応じた金額を支払う。なお、本人確認の方法、支払い方法等は、各リユース事業者が定める手順に応じて実施する。(査定費等の費用の徴収は行わない。また、買い取りが不可能なものの引き取りは、他の製品の買い取りを伴う場合であっても、行わない。)

リユース品として販売する目的での買い取りができない場合には、本モデル事業では引き取れない旨を市民に説明し、返送等の手続きを行う。

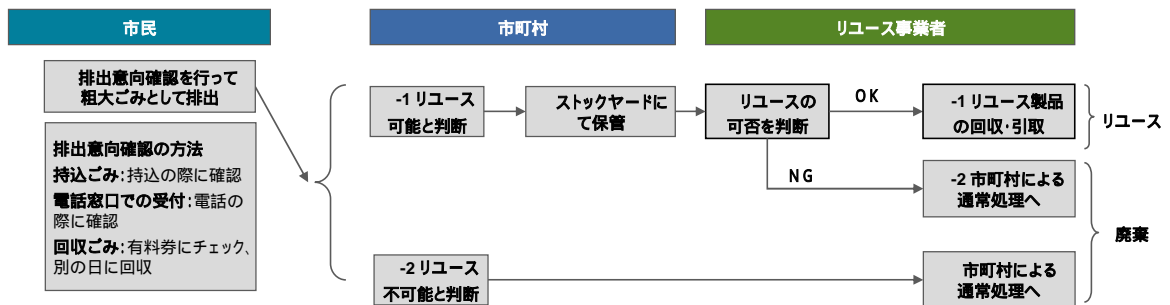
2) 市町村回収後選別方式

市町村が粗大ごみ等として回収した物について、リユース事業者が市町村のストックヤード等で検品し、リユース品として買い取りできると判断したものを市町村から買い取る。

(具体的な情報・製品の流れ(イメージ))

市民から「リユースしてもよい」との意向を確認できた粗大ごみ等のうち、市町村がリユース可能と考えられるものを選別・ストックヤードで一次保管する。保管したもののうち、リユース事業者がリユース可能だと判断した製品を回収・引取る。リユース不可と判断された製品は通常の粗大ごみ等の処理を行う。

具体的な品目については、連携するリユース事業者との調整事項であるが、現時点では、家具類、家電製品、スポーツ用品、ベビー用品などが検討されている。



(具体的な実施手順)

< 戸別収集した粗大ごみ等の場合 >

市町村は、戸別収集する粗大ごみ等について、排出者からリユースすることに対する意向を確認する。(確認方法は、粗大ごみ券に意向確認の記入欄を設ける、対面で収集する場合にはちらし等にてモデル事業について説明を行った上で署名をもらうなどを想定。この際、“リユースしてもよいという署名”、“リユースしたくないという署名”のいずれも想定される。)

市町村は、運搬時に製品を傷つけないよう慎重に取扱い、他の粗大ごみ等とともにクリーンセンター等に運搬する。

市町村は、リユース意向が確認された製品のうち、リユース事業者と事前に協議をしたリユース品の買取品目・買取基準に応じて、リユース可能と思われる製品をストックヤード等に一次保管する。

リユース事業者は、ストックヤードに一次保管された製品を査定し、リユース品として販売する目的で買い取りが可能な製品を、市町村から購入する。

ストックヤードに一次保管していたにも関わらず、買取されなかった製品は、市町村が粗大ごみ等として適切に処理を行う。

< 自己搬入された粗大ごみ等の場合 >

市町村は、クリーンセンター等に住民が自己搬入してきた粗大ごみ等について、リユースすることに対する意向を確認する。(確認方法は、所定の申込書に意向確認の記入欄を設ける、対面でモデル事業について説明を行った上で署名をもらうなどを想定。この際、“リユースしてもよいという署名”、“リユースしたくないという署名”のいずれも想定される。)

市町村は、リユース意向が確認された製品のうち、リユース事業者と事前に協議をしたリユース品の買取品目・買取基準に応じて、リユース可能と思われる製品をストックヤード等に一次保管する。

リユース事業者は、ストックヤードに一次保管された製品を査定し、リユース品として販売する目的で買い取りが可能な製品を、市町村から購入する。

ストックヤードに一次保管していたにも関わらず、買取されなかった製品は、市町村が粗大ごみ等として適切に処理を行う。

2. 各モデル地域での実施内容

愛知県大府市、大阪府泉大津市、群馬県明和町、東京都世田谷区と連携し、リユース事業者の協力を得て、地域内事業者リスト方式を実証するモデル事業を実施する。また、市町村回収後選別方式については、現在2市と事業内容を検討中である。

なお、市町村と連携するリユース事業者は、リユース業の業界団体であるジャパンリサイクルアソシエーション（JRCA）、日本リユース機構（JRO）及び日本リユース業協会（JRAA）の各会員事業者を中心に協力を得た。

図表 2 モデル地域の概要（地域内事業者リスト方式）

	人口・世帯数	モデル事業の概要
愛知県大府市	人口 8.6 万人 3.5 万世帯	【地域内事業者リスト方式】 ・市内・近隣地域に立地するリユース事業者、市民が利用できる宅配型リユース事業者を紹介（12 店舗）。店頭買取、出張買取、宅配買取を実証する。
大阪府泉大津市	人口 7.7 万人 3.3 万世帯	【地域内事業者リスト方式+相談窓口設置】 ・市内・近隣地域に立地するリユース事業者を紹介（2 店舗）。店頭買取、出張買取を実証する。 ・市に相談窓口を設置し、市民からの質問・相談等に対応し、適切な利活用を促す。
群馬県明和町	人口 1.2 万人 0.4 万世帯	【地域内事業者リスト方式+相談窓口設置】 ・近隣地域に立地するリユース事業者を紹介（1 店舗）。店頭買取、出張買取を実証する。 ・町に相談窓口を設置し、町民からの質問・相談等に対応し、適切な利活用を促す。
東京都世田谷区	人口 83.9 万人 43.7 万世帯	【地域内事業者リスト方式】 ・区内・近隣地域に立地するリユース事業者、区民が利用できる宅配型リユース事業者を紹介（24 店舗）。店頭買取、出張買取、宅配買取を実証する。

市町村回収後選別方式については、現在2市で事業実施の可否を含めて検討中。

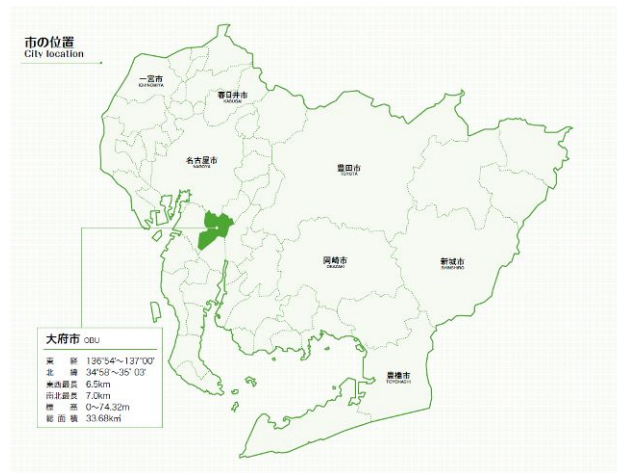
2.1 愛知県大府市

(1) 大府市の概要

大府市は、愛知県の知多半島のつけ根に位置し、名古屋市（緑区）と接している。JR 東海道本線が縦断する形で通っており、大府駅・共和駅の2駅がある。

人口は8.6万人、世帯数は3.5万世帯、面積は33.68km²、人口密度は約2,600人/km²である。（人口、世帯数は平成23年7月推計値）

図表 3 大府市の位置



出典) 大府市「市勢要覧」(p50)

(2) ごみ等の排出区分・手続き

大府市では、大府市、豊明市、東浦町、阿久比町で組織する東部知多衛生組合（一部事務組合）にてごみの処理を行っている。

大府市における分別項目は燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源の3つに大別される。タンスなど指定ごみ袋に入らない家具などの収集は行っていない。

図表 4 大府市のごみ排出区分（概要）

分別区分	具体的な内容	収集方法など
燃やせるごみ	生ごみ、革製品、枯草、ふとん、じゅうたん、プラスチック製品（プラスチック製容器包装を除く）	指定ごみ袋を使用、ステーション収集。週2回収集。
燃やせないごみ	陶磁器、ガラス製品、蛍光灯、かさ、金属製品、小型家電類（電子レンジを除く）	指定ごみ袋を使用、ステーション収集。月2回収集。
資源	生びん、スチール、アルミ、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類（段ボール、新聞等）、衣類	地域の資源回収ステーションまたは公共資源ステーション。

出典) 大府市「ごみ・資源の分別早見表」などより作成

タンスなどの指定ごみ袋に入らない家具などは、販売店に引き取ってもらうか、東部知多クリーンセンターに直接搬入する必要がある。10kg まで 100 円（以降、10kg ごとに 100 円）の費用が必要となる。

図表 5 クリーンセンターに直接搬入される品目

品目例	タンス・ソファ等家具類、電子レンジ・ラジカセ、 布団・カーペット、スキー・スノーボードの板など いずれも指定ごみ袋に入らない場合
排出時の費用	10kg まで 100 円（10kg を越えると、10kg ごとに 100 円）

出典）大府市「ごみ・資源の分別早見表」などより作成

（３）既存のリユースの取組み

（特になし）

（４）リユースモデル事業の概要

１）実施するモデル事業の概要（地域内事業者リスト化方式）

大府市内及び近隣のリユースショップ 12 店舗を紹介する。紹介する店舗は、広報紙「広報おおぶ」を通じて募集した企業とリユース業の業界団体の会員企業からの協力を得た。

店舗の概要、取扱品目、リユース品の買取基準、利用方法などを整理したちらし等を作成し、住民にリユースショップの利用を促す。住民は、店舗持ち込み、出張買取、宅配買取のいずれかを選択することができる。

事業実施期間は平成 23 年 12 月中旬から平成 24 年 2 月末を予定。

２）広報・PR の方法

ちらしを全戸に配布するとともに、市役所ほか公共施設にちらしを設置する予定である。その他、市のウェブサイトでも情報を掲載する。

2.2 大阪府泉大津市

(1) 泉大津市の概要

泉大津市は、大阪府の南部に位置し、北部・東部は高石市と和泉市、南部は大津川を境として泉北郡忠岡町と隣接している。東西約 5.4km、南北約 5.5km にわたる都市である。

人口は 7.7 万人、世帯数は 3.3 千世帯、面積は 13.29km²、人口密度は約 5,800 人/km² である。(人口、世帯数は平成 23 年 7 月推計値)

図表 6 泉大津市の位置



(2) ごみの排出区分・手続き

泉大津市では、泉大津市・和泉市・高石市で組織する泉北環境整備施設組合(一部事務組合)にて可燃ごみ、粗大ごみ等の処理を行っている。

泉大津市における分別項目は可燃ごみ、資源ごみ A~D、粗大ごみに大別され、可燃ごみは平成 22 年 12 月 1 日から有料指定袋制となっており、15 リットル袋が 15 円/枚、30 リットル袋が 30 円/枚、45 リットル袋が 45 円/枚となっている。

図表 7 泉大津市のごみ排出区分(概要)

分別区分	具体的な内容	収集方法など
可燃ごみ	生ごみ、くつした、草・枝等、紙コップ、かばん、弁当の容器など	有料指定袋を使用、戸別収集。週 2 回収集。
資源ごみ A	かん、びん、乾電池、割れていない蛍光灯など	透明または半透明の袋に入れ、戸別収集。月 2 ~ 3 回収集。
資源ごみ B	せともの、ガラス類、電球、割れた蛍光灯など	
資源ごみ C	ペットボトル、食品トレイ	
資源ごみ D	古紙類(新聞、広告、雑誌、段ボール、紙パックなど)	
粗大ごみ	タンス、テーブル、ベッド、布団、掃除機、扇風機、自転車、一斗かん、ミシン、ブラインド、傘など	粗大ごみ電話申込センターに申し込み。

出典) 泉大津市「ごみの分別大辞典」より作成

粗大ごみの収集を希望する市民は、粗大ごみ電話申込センター（FAX、インターネットも可）にて収集を申し込み、予約する。粗大ごみ収集券を貼り、収集日の当日朝8時までに自宅前等に出しておく。

また、泉北クリーンセンターに直接搬入することも可能である。

図表 8 泉大津市の粗大ごみの収集品目・費用の概要

収集品目	タンス、テーブル、ベッド、布団、掃除機、扇風機、自転車、一斗かん、ミシン、ブラインド、傘など	
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・戸別収集の場合は、粗大ごみ収集券を貼り、自宅前等に出しておく。 ・1回あたり6点まで排出可能。45リットル袋に入る小型の粗大ごみ（スプーン・フォーク・針金ハンガー・フライパン・鍋など）は1袋につき1点と数える。 ・泉北クリーンセンター（和泉市舞町87）に直接搬入することも可能。 	
排出時の費用	3辺の長さの合計が3m以内のもの	500円/個（収集券1枚）
	3辺の長さの合計が3mを超えるもの	1,000円/個（処理券2枚）
	45リットル袋に入る小型粗大ごみ	500円/袋（収集券1枚）
	泉北クリーンセンターに直接搬入	10kgにつき150円

出典）泉大津市「ごみの分別大辞典」より作成

（3）既存のリユースの取組み

1）不用品斡旋掲示板の設置

使用可能にも関わらず、使われないまま保管されている製品等に関する情報を収集し、広く市民に提供することを目的として不用品斡旋掲示板を設置している。

提供者、需要者ともに泉大津市在住の方を対象とし、泉大津市は不用品に関する情報を提供、実際の製品の取引は市民同士で交渉してもらう。掲示板は泉大津消費者問題研究会（泉大津市産業政策課内）が設置している。

（4）リユースモデル事業の概要

1）実施するモデル事業の概要（地域内事業者リスト化方式、相談窓口を設置）

泉大津市内及び近隣のリユースショップ2店舗を紹介する。紹介する店舗はリユース業の業界団体の会員企業から協力を得た。

店舗の概要、取扱品目、リユース品の買取基準、利用方法などを整理したチラシ等を作成し、住民にリユースショップの利用を促す。住民は、店舗持ち込みまたは出張買取のいずれかを選択することができる。それぞれの効果を把握する。

また、市役所に本モデル事業の相談窓口を設置、リユースショップ利用に関する住民からの質問・相談等に対応し、適切な利活用を促す。

事業実施期間は平成 23 年 12 月 1 日（木）から平成 24 年 2 月末を予定。

2) 広報・PR の方法

広報誌「広報いずみおおつ」にモデル事業を紹介するとともに、ちらしを全戸に配布するとともに、市役所ほか公共施設にポスターを掲示する。その他、市のウェブサイトでも情報を掲載する。

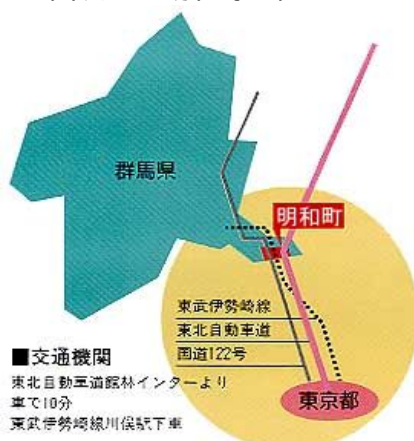
2.3 群馬県明和町

(1) 明和町の概要

明和町は、群馬県の東南端に位置し、南に利根川、北に谷田川が流れる水と緑が豊富な地域である。町の中央を走る東武伊勢崎線や国道 122 号線、東北自動車道等が配列されるなど交通条件に恵まれ、群馬県の中でも東京に一番近いところに位置している。

人口は 1.2 万人、世帯数は 3.8 千世帯、面積は 19.67km²、人口密度は約 580 人/km² である。（人口、世帯数は平成 23 年 7 月推計値）

図表 9 明和町の位置



出典) 明和町ウェブサイト (<http://www.town.meiwa.gunma.jp/>)

(2) ごみの排出区分・手続き

明和町のごみ処理について、家庭系一般廃棄物は、館林市に、事業系一般廃棄物は、町内の産業廃棄物処理業者（一般廃棄物処理業の許可あり）に各々委託処理を行っている。

また、し尿処理は、明和町・館林市・板倉町・千代田町の一市三町で、ごみ処理については、明和町・館林市・板倉町の一市二町で平成 29 年度の供用開始に向けて館林衛生施設組合で各々事業展開をしているところである。

明和町は古くから可燃ごみの有料回収を行っており、40 リットル袋で 35 円/枚、20 リットル袋で 17.5 円/枚となっている。

明和町における分別項目は可燃物（燃えるごみ）、不燃物（資源ごみ）の 2 つに大別される。不燃物（資源ごみ）は 34 分類されており、その減量化と資源化に積極的に取り組んでいる。

図表 10 明和町のごみ排出区分（概要）

分別区分	具体的な内容	収集方法など
可燃物（燃えるごみ）	生ごみ、紙くず、紙おむつ、ゴム 皮革製品	ごみ収集指定袋を使用、ステーション収集。週2回収集。
不燃物（資源ごみ）	各行政区の分別収集に出せるもの	金属類、古紙類、ペットボトル、カセットボンベ類、びん、リターナブルびん、乾電池、蛍光管、不燃物（せともの、ガラス類）
	町の委託業者に出せるもの（粗大ごみ）	粗大ごみ（木製品、金属製品、内部に金属が使われているプラスチック製品、子どもの遊具、家電品（家電リサイクル法対象品目除く）
	もったいない館、同東館に出せるもの	古紙類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、その他プラスチック、食用油、バッテリー、ふとん、古着類、剪定枝、缶、乾電池、ライター、入れ歯

不燃物（資源ごみ）は、おおまかな分類を整理したもの。例えば、金属類は、アルミ、スチール、金属・ブリキ、アルミ製のふた、鉄製のふた、と細区分されており、合計で34分類となる。
出典）明和町「可燃物の出し方」、「不燃物の出し方」より作成

粗大ごみは、町内の委託業者（廃棄物処理業者）にて処理を行っており、指定された日時・場所に、住民が自己搬入する。戸別回収は行っていない。

粗大ごみ収集は4品目（A～D品目）に大別して処理を行っており、このうち木製品（D品目）は有料での回収となる。大きさによって500円/個、または1,000円/個の費用が必要となる。

図表 11 明和町の粗大ごみの収集品目・費用の概要

収集品目	A品目 スチール製品 C品目 プラスチック製品	B品目 廃家電等不燃物 D品目 木製品
排出時の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・A～C品目は無料で回収。 ・D品目 木製品のみ有料。500円または1,000円の費用がかかる <p>最も長い辺が120cm未満 500円/個（処理券1枚） 最も長い辺が120cm以上 1,000円/個（処理券2枚）</p>	

出典）明和町ウェブサイトより作成

（http://www.town.meiwa.gunma.jp/gyosei/section/kankyo/k_sodaigomi.html）

（3）既存のリユースの取組み

1）もったいない館での古着リユース

旧庁舎敷地内の車庫を有効活用して資源ごみ分別収集保管施設「もったいない館」を開設し、資源物の収集を進めている。シルバー人材センター会員による分別指導の下、町民主体で実施している取組みである。

「もったいない館」では、「古着リユースコーナー」を設置、家庭で着なくなった衣類を展示し、欲しい衣類があれば無料で持ち帰ってもらうリユースのマッチングを進めている。

(4) リユースモデル事業の概要

1) 実施するモデル事業の概要（地域内事業者リスト化方式、相談窓口を設置）

明和町に接する館林市のリユースショップ1店舗を紹介する。紹介する店舗はリユース業の業界団体の会員企業から協力を得た。

店舗の概要、取扱品目、リユース品の買取基準、利用方法などを整理したちらし等を作成し、住民にリユースショップの利用を促す。住民は、店舗持ち込みまたは出張買取のいずれかを選択することができる（出張買取の場合には対象となる品目が限定されている）。

また、町役場に本モデル事業の相談窓口を設置し、住民からのリユースショップ利用に関する質問・相談等に対応し、適切な利活用を促す。

事業実施期間は平成23年12月中旬から平成24年2月末を予定。

2) 広報・PRの方法

広報誌「広報めいわ」にモデル事業を紹介するとともに、ちらしを全戸に配布、町役場ほか公共施設にポスターを掲示する予定である。なお、ちらしの配布時には、各地域の区長を通じて行い、モデル事業の概要についても説明する。

その他、町のウェブサイトでも情報を掲載する。

2.4 東京都世田谷区

(1) 世田谷区の概要

世田谷区は、東京23区中の西南端にあり、東は目黒区・渋谷区、北は杉並区・三鷹市、西は狛江市・調布市、南は大田区とそれぞれ接し、さらに多摩川をはさんで神奈川県川崎市と向かい合っている。区域の形は、東西約9km、南北約8kmのほぼ平行四辺形である。

人口は83.9万人、世帯数は43.7万世帯、面積は58.08km²、人口密度は約14,000人/km²である。（人口、世帯数は平成23年7月推計値）

図表 12 世田谷区の位置



出典)「世田谷区政概要2011」(p11)より

(2) ごみ等の排出区分・手続き

世田谷区では、世田谷区を含めた東京 23 区で組織する東京二十三区清掃一部事務組合（一部事務組合）にてごみの処理を行っている。

世田谷区での分別項目は可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源に大別される。

図表 13 世田谷区のごみ排出区分（概要）

分別区分	具体的な内容	収集方法など
可燃ごみ	生ごみ、少量の植木の枝・葉、紙くず、衣類、紙おむつ、プラスチック類、ゴム・皮革類。	ふたつきの容器（または透明・半透明のごみ袋）を使用、集積所で収集。週 2 回収集。
不燃ごみ	びん以外のガラス製品、スプレー缶・卓上ガスボンベ・ライター、金属・陶磁器類、乾電池、蛍光管・電球、30cm 未満の小型家電（ドライヤー、アイロンなど）	ふたつきの容器（または透明・半透明のごみ袋）を使用、集積所で収集。月 2 回収集。
粗大ごみ	おおむね 30cm 角以上の物（ふとん、いす、カーペット、家具、自転車、ステレオなど）	世田谷区粗大ごみ受付センターに申し込み。
資源	集積所回収	古紙（新聞・雑誌類・段ボール）、ガラスびん、缶、ペットボトル
	公共施設回収	ペットボトル、紙パック、白色発泡トレイ、廃食用油、食品用透明プラスチック容器、色・柄付き発泡トレイ、飲料用ペットボトルのキャップ
		集積所で週 1 回回収（ペットボトルは月 2 回）
		回収ボックス、または回収員に手渡し。

出典）世田谷区ウェブサイトより作成（<http://www.city.setagaya.tokyo.jp/030/d00007026.html>）

粗大ごみの収集を希望する区民は、世田谷区粗大ごみ受付センターにて収集を申し込み、予約する。指定された金額分の「有料粗大ごみ処理券」を購入・貼付し、収集日の当日朝 8 時までに自宅前等に出しておく。

また、戸別収集を依頼するのではなく、直接搬入（船橋粗大中継所）することも可能である。

図表 14 世田谷区の粗大ごみの収集品目・費用の概要

収集品目	おおむね 30cm 角以上の物（ふとん、いす、カーペット、家具、自転車、ステレオなど）
排出時のルール	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区粗大ごみ受付センターに収集を申込後、「有料粗大ごみ処理券」を購入・貼付し、指定日に出す。 ・直接持ち込むこともでき、収集を依頼する場合に比べて割安となる。（1 回につき 10 個まで、事前申込が必要）
排出時の費用	費用は品目・大きさによって異なり収集の場合には 300 円/個から。持込の場合には収集する場合の概ね半額（200 円/個から）

出典）世田谷区ウェブサイトより作成（<http://www.city.setagaya.tokyo.jp/030/d00022581.html>）

(3) 既存のリユースの取組み

1) 不用品情報ボード

不用品の有効利用のためエコプラザ用賀、リサイクル千歳台に情報ボードを設置している。品物を譲りたい方は『譲ります』の用紙に、譲って欲しい方は『譲ってください』の用紙に記入して、2施設の情報ボードに2ヶ月掲示、区民間での不用品のリユースを促す。

掲示できるものは、希望価格が無料又は3万円以内の品物とし、食料品、医療用品、動植物、貴金属類、その他社会通念上ふさわしくない物は対象外としている。

2) リユースコーナー

普及啓発の一環として、リユースコーナーを設置している。粗大ごみのうち、まだ使用できる家具等のリユース品の展示・提供を行っており、月2回実施する抽選の上、有償で提供する。

(4) リユースモデル事業の概要

1) 実施するモデル事業の概要（地域内事業者リスト化方式、相談窓口を設置）

世田谷区及び近隣に立地するリユースショップ及び、宅配買取を行っているリユースショップ合わせて24店舗を紹介する。紹介する店舗はリユース業の業界団体の会員企業から協力を得た。

店舗の概要、取扱品目、リユース品の買取基準、利用方法などを整理したちらし等を作成し、住民にリユースショップの利用を促す。住民は、店舗持ち込み、出張買取、宅配買取のいずれかを選択することができる。

事業実施期間は平成23年12月上旬から平成24年2月末を予定。

2) 広報・PRの方法

ちらしを新聞折り込み広告として区民に配布する。その他、区のウェブサイトでも情報を掲載する。

(以上)